

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4 第2項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2024年6月20日
【会社名】	株式会社福邦銀行
【英訳名】	THE FUKUHO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 湯浅 徹
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	福井市順化1丁目6番9号
【縦覧に供する場所】	株式会社福邦銀行 本店 (福井市順化1丁目6番9号) 株式会社福邦銀行 金沢支店 (金沢市駅西本町2丁目2番2号) 株式会社福邦銀行 京都支店 (京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地) 株式会社福邦銀行 大阪支店 (大阪市北区天満2丁目5番10号)
	(注) 金沢支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定に基づく縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役頭取 湯浅 徹は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しました。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2024年3月31日を基準日とし、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲には含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当行の経常収益及び総資産（連結会社間取引消去後）の金額が、当連結会計年度の連結経常収益及び連結総資産の概ね2/3に達していることから、当行のみを「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、貯金、貸出金、有価証券及びこれらに直接的に関連する損益科目に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

当行は、株式会社福井銀行との間で、2023年11月10日に締結した基本合意書に基づき、2024年5月10日開催のそれぞれの取締役会において、当行の株主総会の承認が得られることを前提として、2024年10月1日を効力発生日とする株式交換を行うことを決議し、両行の間で株式交換契約書を締結しました。

なお、株式交換契約の締結は2024年6月19日の第116期定時株主総会において承認可決され、株式交換契約の効力発生により、当行は株式会社福井銀行の完全子会社となります。

この経営統合は、翌期以降の当行の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5 【特記事項】

該当事項はありません。